

令和3年第7回大玉村議会定例会会議録

第1日 令和3年12月7日(火曜日)

1. 応招(出席)議員は次のとおりである。

1番 斎藤 信一	2番 渡邊 啓子	3番 菊地 厚徳
4番 本多 保夫	5番 松本 昇	6番 佐原 佐百合
7番 鈴木 康広	8番 武田 悦子	9番 佐原 吉太郎
11番 押山 義則	12番 菊地 利勝	

2. 不応招(欠席)議員は次のとおりである。

10番 須藤 軍蔵

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押山 利一	副 村 長	武田 正男
教 育 長	佐藤 吉郎	総務部長 兼総務課長	押山 正弘
産業建設部長 兼農業委員 事務局 長	菅野 昭裕	教 育 部 長 兼生涯学習課長	作田 純一
政策推進課長	鈴木 真一	税 務 課 長	菊地 健
住民生活課長	安田 春好	健康福祉課長	後藤 隆
環境保全課長	伊藤 寿夫	産 業 課 長	渡辺 雅彦
建 設 課 長	杉原 仁	会 計 管 理 者 長 兼出納室長	中 沢 みち子
教育総務課長	橋本 哲夫		

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程(議案第74号から議案第82号)

議案第74号 福島県特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例
の制定について

議案第75号 大玉村税特別措置条例の一部を改正する条例について

議案第76号 大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第77号 大玉村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第78号 令和3年度大玉村一般会計補正予算について

議案第79号 令和3年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第80号 令和3年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第81号 令和3年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第 82 号 令和 3 年度大玉村水道事業会計補正予算について
提案理由の説明

所管事務調査報告

(1) 総務文教常任委員会委員長報告

(2) 産業厚生常任委員会委員長報告

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、渡辺一樹、藤田良男

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。12月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、10番須藤軍蔵君より欠席届がありましたほか11名全員であります。定足数に達しておりますので、令和3年第7回大玉村議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） これより本日の会議を開きます。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番本多保夫君、5番松本昇君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。9番。

○議会運営委員長（佐原吉太郎） おはようございます。

令和3年第7回12月定例会に当たりましては、さきに閉会中の継続調査としておりました今期定例会の会期日程等について、去る12月3日午前10時より、第1委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過、結果について、以下、報告申し上げます。

委員会は、議長出席の下、須藤軍蔵委員が欠席のほか全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び会議日程等について、次のように決定いたしました。

今期定例会に提出される事件は、村長提出の議案9件で、その内容は、条例制定案件1件、条例改正案件3件、補正予算案件5件の、合わせて9件です。

また、今期定例会の一般質問者は9名であります。

従いまして、会期につきましては、本日12月7日から10日までの4日間と決定いたしました。

なお、会議日程につきましては、

本日 7日 本会議、村長の行政報告、議案の一括上程、提案理由の説明、所管事務調査報告

12月 8日 休会（議案調査）

12月 9日 本会議 一般質問者 7名

12月10日 本会議 一般質問者 2名、議案審議、閉会中の継続調査申出という日程で行います。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申して、報告といたします。

以上であります。

○議長（菊地利勝） お諮りいたします。

会期日程等につきましては、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおりに決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、例月出納検査の結果報告、説明員の報告、議員派遣結果報告についてであり、内容につきましては配付いたしました報告書のとおりでありますので、配付をもって報告に代えさせていただきます。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第4、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第7回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中、ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと感謝を申し上げます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 行政報告が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第5、議案第74号から議案第82号までを一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（藤田良男） 別紙議案書により朗読。

○議長（菊地利勝） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第6、村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、条例制定案1件、条例改正案3件、補正予算案5件、合わせて9件であります。

それでは、議案第74号、福島県特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の制定について申し上げます。

議案関係をお開きください。

本案は、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）が令和

2年6月に公布され、2020年度末を期限とされた従来の福島特措法及び復興特区法を見直し、避難解除区域等を対象とした企業立地の促進に加え、2025年度末を期限とする浜通り地域等15市町村を対象としたイノベ構想の推進及び県内全域を対象とした風評被害への対応の2分野を新設し、これら3分野が「福島復興再生特別措置法（福島特措法）」に一元化されました。これらの特定事業活動を実施する事業者が施設等を新設または増設した場合における課税免除に対しては、減収額について「特別交付税」で措置することとされ、課税免除を行うに際しては、固定資産税の課税免除に関しての条例制定が必要となるため、当該条例を制定するものであります。

内容について申し上げます。

第1条は、福島復興再生特別措置法に規定する提出特定事業活動振興計画に基づき、特定事業活動を実施する事業者に対しての固定資産税の課税免除に関する趣旨を、第2条は、令和8年3月31日までの間に特定事業活動施設等を新設または増設した者に対して、当該固定資産税が課されることとなった年度から5か年度分の課税を免除する規定を、第3条は、課税免除について当該条例または他の条例の規定のいずれか一つを選択する規定を、第4条は、課税免除の申請について、第5条は、規則への委任規定を、附則では、施行期日及び経過措置について、それぞれ定めるものであります。

次に、議案第75号、大玉村税特別措置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、本年8月に、関係法令の改正に伴い福島県市町村税特別措置条例の一部が改正され、大玉村税特別措置条例の改正が必要となったことから、所要の改正を行うものであります。

関係部分の改正内容について申し上げます。

第2条は定義に関する規定で、第1号は「農村地域工業等導入促進法」が平成29年7月の法律改正により、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改正されたことにより削除するものであります。

第2条第2号は、促進区域の明確化を図るため、「促進区域」を「地域経済牽引事業促進区域」に用語を改正し、旧条例の第2条第1項第1号を削除したため、第2号を第1号に繰り上げるものであります。

第2条第3号は第3条の規定中、「青色申告者」に対応する用語の定義であり、第3条を削除することにより不要となる規定のため削除するものであります。

第3条は、第2条第1号と同様、「農村地域工業等導入促進法」が平成29年7月の法律改正により、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改正されたことにより削除するものであります。

第3条の2は、地域未来投資促進法に基づく計画に従い、承認地域経済牽引事業の課税の特例のある設備等を設置した場合において、当該固定資産税が課税されることとなった年度以降3か年度分のものに限り課税を免除する規定で、「促進区域内」を「地域経済牽引事業促進区域内」と用語を改正することにより対象区域を明確にし、

対象期間を令和5年3月31日まで2か年延長し、加えて条文の整理を行うものであります。

第4条は、課税免除の適用について納税義務者の選択により、当該条例に基づく課税免除または福島県特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の適用による課税免除の、いずれか一方を選択する規定を設けるものであります。

第5条は、条例改正に伴う条ずれと、不要な文言の削除等の整理を行うもので、附則では、施行期日及び経過措置について定めるものであります。

議案第76号、大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、「全世代対応型の社会保障制度を維持するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」が令和3年6月11日に、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）」が令和3年9月10日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分につきましては、令和4年4月1日から施行されることとなったことから、大玉村国民健康保険税条例について所要の改正を行うものであります。

関係部分の改正内容について申し上げます。

今回の改正の最大のポイントは、世帯の負担能力を考慮し、国民健康保険税の減額に関する規定を定めている地方税法第703条の5の改正で、同条に第2項として国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に未就学児がいる場合には、当該未就学児に係る被保険者均等割額を半額とする規定が新設されたことに伴い、関係する条項の改正が必要となったものであります。

第3条、第5条及び第5条の2は医療費分の課税額に係る規定で、「後期高齢者支援金等課税額」及び「介護納付金課税額」に対し医療費分に相当する課税額を「基礎課税額」とし、規定の明確化を図るものであります。

第6条は不要な規定を削除し、第21条の「国民健康保険税の減額」に関する規定では、未就学児に係る被保険者均等割額を半額に減額する定めを「第2項」として新設するものであります。

第5条の2から附則第14項までは、「第21条第2項」及び「地方税法第703条の5第2項」の新設により、関係する部分について所要の改正を行うものであり、附則第1条では施行期日を、附則第2条では適用区分についてそれぞれ定めるものであります。

なお、第21条第2項の未就学児に係る被保険者均等割額の減額に伴う国民健康保険税の減収額分については一般会計から繰り入れることとし、当該繰入金の2分の1に相当する額を国が、また4分の1に相当する額を都道府県が負担することとされたものであります。

次に、議案第77号、大玉村国民健康保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）の公布により、本条例第5条に定める被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金の額を、現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げる改正を行うものであります。

なお、改正政令に準じ、施行期日を令和4年1月1日とするものであります。

続きまして、議案第78号から議案第82号、令和3年度各会計補正予算につきましては、概要のみご説明申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、議案第78号、補正予算書をお開きください。

令和3年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、事務事業の所要見込みによるものなど、今後見込まれる事務事業に対応する予算の編成を行ったところであります。

それでは、予算書によりご説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

補正予算第8号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億599万円を追加し、予算の総額を55億7,035万7,000円とするものであります。

次に、議案第79号、57ページをお開きください。

令和3年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、事務事業の所要見込みによる編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,121万2,000円を追加し、予算の総額を9億5,437万2,000円とするものであります。

次に、議案第80号について申し上げます。

77ページをお開きください。

令和3年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、人件費等に係る所要見込みの精査に伴う歳出の調整を行い、予算の総額を変えない編成をしたものであります。

次に、議案第81号、91ページをお開きください。

令和3年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、所要見込みの調整のための編成をしたものでありまして、保険事業勘定において、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ14万5,000円を追加し、予算の総額を7億9,717万6,000円とするものであります。

次に、議案第82号、115ページをお開きください。

令和3年度大玉村水道事業会計補正予算について申し上げます。

補正予算第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の水道事業費用に2万1,000円を補正計上し、予定額の総額を1億5,053万5,000円とするものであります。

以上のとおり提案理由の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 命により、議案第78号から議案第82号、令和3年度各会計補正予算についてご説明を申し上げます。

それでは、議案第78号、令和3年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

歳出からご説明を申し上げます。

補正予算書の12ページをお開き願います。

款1 議会費は8万5,000円の補正計上であります。

款2 総務費は、総額2,081万円の減額計上であります。

主な事業として、文書広報費の事項②情報処理に要する経費は、次期セキュリティクラウド設定変更業務委託料176万円の補正計上であります。

14ページをお開き願います。

中段の災害対策費の事項③農業関係除染対策等に要する経費は、農業系汚染廃棄物の搬出完了に伴い、一時保管所巡回補修業務委託料354万円の減額計上であります。

下段の新型コロナウイルス感染症対策費は、事務事業の完了に伴う減額計上や新規事業に対する補正計上など、それぞれ調整を行うものであります。

18ページをお開き願います。

中段の大玉村長選挙費は、執行事務の完了に伴い682万6,000円の減額計上であります。

款3 民生費は、総額3,221万1,000円の補正計上であります。

20ページをお開き願います。

主な事業として、中段の障がい者福祉費の事項③障害者総合支援法に要する経費は、給付対象者の増加に伴い2,858万円の補正計上であります。

22ページをお開き願います。

児童福祉総務費の事項③少子化対策に要する経費は、すこやか祝金、子育て祝金合わせて130万円の補正計上であります。

児童措置費の事項①児童手当支給に要する経費は、制度改正に伴うシステム改修業務委託料154万円の補正計上であります。

下段の款4 衛生費は、総額1,554万4,000円の補正計上であります。

主な事業として、保健衛生総務費の事項②保健衛生共通事務に要する経費は、健康管理システム改修業務委託料187万円の補正計上であります。

24ページをお開き願います。

予防費の事項⑥新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費は、3回目のワクチン接種に必要となる委託料など合わせて1,111万3,000円の補正計上であります。

環境衛生費の事項②循環型社会形成推進に要する経費は、設置基数の増加に伴い合わせて204万5,000円の補正計上であります。

26ページをお開き願います。

款6 農林水産業費は、総額5,336万9,000円の補正計上であります。

主な事業として、中段の農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費は、本年産米の米価下落に対応し、来年の作付に係る種もみや肥料代などの経費の一部を支援するための稲作経営持続化支援交付金4,195万円など、合わせて4,199万2,000円の補正計上であります。

下段の地域農政推進対策費の事項③県産農林水産物PR支援事業に要する経費は、うまいもの祭りの中止に伴い事業の組替えにより2万3,000円の減額計上であります。

28ページをお開き願います。

林業振興費の事項①林業の振興に要する経費は、玉井宇出新田地内を予定地とした危険木伐採業務委託料22万円の補正計上であります。

款7商工費は、総額76万1,000円の補正計上であります。

主な事業として、観光費の事項①観光の振興に要する経費、地域おこし協力隊募集に係る広告等業務委託料など、合わせて75万円の補正計上であります。

30ページをお開き願います。

款8土木費は、各費目における所要見込額の精査に基づき、総額79万2,000円の補正計上であります。

下段の款10教育費は、総額225万1,000円の補正計上であります。

36ページをお開き願います。

主な事業として、下段の文化財保護費の文化財保護に要する経費は、二子塚古墳案内看板修繕料3万6,000円、本揃の田植え踊り衣装新調に係る補助金3万9,000円、合わせて7万5,000円の補正計上であります。

38ページをお開き願います。

中段の体育施設費の事項②プール・テニスコートの管理に要する経費は、村民プールのプールサイト換気扇修繕料27万3,000円の補正計上であります。

下段の款11災害復旧費の土木施設災害復旧に要する経費は、大作田1号線災害復旧工事に係る搬出土砂受入れ手数料2,100万円の補正計上であります。

款12公債費は、長期債等元金償還金79万4,000円の補正計上であります。

40ページをお開き願います。

款14予備費は、財源を調整し7,000円の減額計上であります。

続きまして、歳入について申し上げます。

8ページをお開き願います。

款15国庫支出金は、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で1,429万円、衛生費国庫負担金の保健衛生費負担金で250万4,000円の補正計上であります。

民生費国庫補助金の児童福祉費補助金は154万円、衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金は1,009万3,000円の補正計上であります。

農林水産業委託金の農業費委託金は、農業系汚染廃棄物の搬出完了に伴い290万5,000円の減額計上であります。

款16県支出金の民生費県負担金は714万5,000円の補正計上であります。

総務費県補助金の総務管理費補助金は4万2,000円を増額し、災害対策費補助金は63万5,000円の減額、衛生費県補助金は40万5,000円の補正計上であります。

10ページをお開き願います。

農林水産業費県補助金の農業費補助金は17万5,000円の補正計上であります。

款18寄附金の一般寄附金は、5団体、1個人からの寄附金244万8,000円、民生費寄附金は1団体からの寄附金5万円、教育費寄附金は2団体からの寄附金15万円の補正計上であります。

款19繰入金の財政調整基金繰入金は4,700万円、大作田1号線災害復旧工事に充当となる災害対策基金繰入金は2,100万円をそれぞれ補正計上するものであります。

款21諸収入の雑入は、給食センター負担金過年度精算金268万8,000円の補正計上であります。

42ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第79号、令和3年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

歳出よりご説明を申し上げます。

62ページをお開き願います。

款1総務費の一般管理費は1万2,000円の補正計上であります。

款2保険給付費の一般被保険者療養給付費は3,000万円、一般被保険者療養費は100万円の補正計上であります。

一般被保険者高額療養費は1,000万円、葬祭費は20万円の補正計上であります。

下段の款8諸支出金の一般被保険者保険税還付金は100万円の補正計上であります。

64ページをお開き願います。

款9予備費は、財源を調整し100万円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

60ページをお開き願います。

款3県支出金の保険給付費等交付金は、各給付費等に充当となる普通交付金4,120万円の補正計上であります。

款5繰入金の一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金1万2,000円の補正計上であります。

66ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第80号、令和3年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

それでは、歳出についてご説明を申し上げます。

80ページをお開き願います。

款1維持費の農業集落排水施設維持管理費は、人件費等に係る所要見込みの精査により、合わせて7,000円の補正計上であります。

款3予備費は、財源を調整し7,000円の減額計上であります。

82ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第81号、令和3年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

96ページをお開き願います。

款1総務費の一般管理費、事項①一般管理に要する経費は人件費等7,000円、事項②資格・給付・システム運用に要する経費は、消耗品費11万円の補正計上であります。

中段から下段にかけての款2保険給付費は、各給付費等の精査と所要見込みの調整により、事業間の組替えを行っております。

98ページをお開き願います。

款4地域支援事業費は、人件費等に係る所要見込みの精査により合わせて2万8,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

94ページをお開き願います。

款3国庫支出金の地域支援事業交付金は1万3,000円、款5県支出金の地域支援事業交付金は4,000円の補正計上であります。

款7繰入金は、職員給与費等のほか、事業の負担割合に応じた一般会計繰入金合わせて12万1,000円の補正計上であります。

介護保険基金繰入金は7,000円の補正計上であります。

100ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、大玉村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第82号、令和3年度大玉村水道事業会計補正予算について申し上げます。

116ページをお開き願います。116ページは予算実施計画書でございます。

117ページから121ページまでは、給与費の明細であります。

122ページをお開き願います。補正内容の明細書であります。

収益的支出の項1営業費用は、総係費で2万1,000円の補正計上であります。

以上、水道事業会計補正予算についてご説明申し上げました。

以上のとおり、令和3年度各会計に係る補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地利勝） 提案理由の説明が終わりました。

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 日程第7、所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の順に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。6番。

○総務文教常任副委員長（佐原佐百合） 総務文教常任委員会報告書。

令和3年9月定例会におきまして、当総務文教常任委員会が閉会中の継続調査の申出をしました調査項目について、10月21日に須藤軍蔵委員長欠席のほか全委員出席の下、総務部長兼総務課長、政策推進課長、教育部長兼生涯学習課長、教育総務課長の出席を求め、委員会を開催し調査しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、総務部所管のうち①「新たな公共交通システムの在り方の検討に関する進捗状況について」に関して、現在までに会議を7回開催し、利用者へのアンケートや二本松市、本宮市へ村の考え方の説明を実施した。再編案を現在の3体系の公共交通システムを集約統合し、日中のデマンドタクシーとの朝夕の通勤通学バスとし、令和4年度から新体系での実証運行を実施していきたいとの説明がありました。委員が、利用者に不満があれば解決できるような手法を考えているのかとただしたのに対し、定期的に利用者の声が聞けるような取組を実施していきたいとの答弁がありました。

②「定住促進対策に係る事務事業の執行状況について」に関して、今年度から、県外や県内からの移住者や多世代同居や近居、村内在住の方などが住宅を取得される場合の住宅取得支援事業補助制度を開始し、9月末現在で24件、820万円の申請となっており、現在も相談が多数あり、定住促進に一定の効果があったとの説明がありました。委員から、空き家バンクの登録が進んでいないように感じるが、登録のハードルが高いのかとただしたのに対し、どの市町村でも課題となっており、村では固定資産税の納付書を送付する際にチラシを同封しているが、今後も引き続き周知していきたいとの答弁がありました。

③「（仮称）地域交流センターの検討状況について」に関して、9月の補正予算で議決され、現在発注の方法を検討している段階である。公民館機能と子育て支援センターを兼ね備えた施設であり、広く住民の方々の声を伺いながら使いやすい施設を造ってきたいという考え方から、企画提案方式により業者を選定し、今後意見交換会等を重ね、住民の声を反映させた施設の建設を目指していくとの説明がありました。

続いて、教育部所管のうち、①「小学校の教育課程について」に関して、平成29年に生きる力をテーマに改訂された学習指導要領に従って、各学校で作成するその年の教育計画が教育課程であり、新たに道徳や小学5、6年生の外国語が教科化されたこと、村で定めている教育ビジョン、学習指導要領、国及び県の計画や先生方の意見も取り入れながら学校教育指導の重点を作成し、教育課程に反映している旨の説明がありました。委員が、学ぶ教科が増えたことで、特別活動等で地域の方と交流する時間が少なくなるのかとただしたのに対し、学習指導要領でもそのような時間を取り入れることになっており、村の教育計画においても多く取り入れることとしている

との答弁がありました。

②「家庭教育支援活動に関する進捗状況について」に関して、家庭教育支援とは、親が安心感と自信を持って家庭で教育ができるように、子どもと共に成長する学びを支援することであり、今年度から新たにコーディネーターを配置し、教育相談に関する組織の調査や学校の行事等をまとめている状況である。家庭教育支援チームを設置して来年度に向けて新たな企画・計画づくりを進めているが、コロナ禍の影響もあり若干遅れぎみであるとの説明がありました。委員から、子育て中の親同士が触れ合える場の整備や屋内運動場への遊具の設置の考えはあるかとただしたのに対し、予算の問題もあるので今すぐは難しいが、コロナ禍の中で消毒に手間がかからないような遊具を考えているとの答弁がありました。

当委員会の意見としては、総務部所管の①「新たな公共交通システムの在り方の検討に関する進捗状況について」は、福祉バスの廃止や広域生活バスが減便となる中で、利用者へのサービスの水準が下がらないよう事業を進められたい。②「定住促進対策に係る事務事業の執行状況について」は、補助制度を利用し住宅を建築された村民からの声があり、補助要件など具体的に分かりやすく説明したチラシを作成し、若い世代の人口流出の抑止、村外からの移住者のさらなる増加のために引き続き努められたい。③「（仮称）地域交流センターの検討状況について」は、子育て世代の方など多くの意見を取り入れ、村民から親しまれる施設の建設を望む。教育部所管の①「小学校の教育課程について」は、教科が増えており、子どもたちは帰宅しても自由な時間が少なくなっている。休み時間は確保し、子どもたちが自由に過ごせる時間となることを望む。②「家庭教育支援活動に関する進捗状況について」は、今後の会議の中で親の学びや子どもとの触れ合いをどのように事業化していくべきか熟慮されたいとしました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響下の下創意工夫を凝らしながら、おおむね順調に執行されていることを確認するとともに、引き続き、村民の福祉向上のため尽力願いたいとの総括意見とすることを決定いたしました。

以上のとおり、当委員会において継続調査とした案件についての調査結果を報告いたします。

令和3年12月7日

総務文教常任委員会副委員長 佐原 佐百合

大玉村議会議長 菊地利勝 殿

○議長（菊地利勝） 総務文教常任委員会副委員長の報告が終わりました。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。8番。

○産業厚生常任委員長（武田悦子） 産業厚生常任委員会報告書。

令和3年9月定例会において、当産業厚生常任委員会が閉会中の継続調査の申出をいたしました調査項目について、10月21日に全委員出席の下、産業建設部長兼農業委員会事務局長、産業課長の出席を求め、委員会を開催し調査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

「本村における農業に関する施策及び支援について」に関して、1、本年産米の大幅な米価下落に対する農業者への支援について、米が主要産品である本村として考え得るべき対策の内容、2、村の農業は多くの兼業農家により支えられていることから、兼業農家が今後も農業を継続できるための施策及び支援策、3、来春の設立が予定されている農業振興公社の組織構成と既存の農業者と共存共栄するための業務内容について、産業建設部より説明がありました。

今年の米のJA概算金が大幅に下落し、JA出荷が全体の7割程度を占める本村において農家の経営圧迫は深刻であり、村による支援が必要であると考えている。助成方法としては農家個人へ直接届くものを念頭に、近隣市町村及びJAとの意見交換等を踏まえ、できるだけ早期に方針を示したいとの説明がありました。

委員が国・県の対応についてただしたのに対し、国・県からの直接的な支援はなく、国で打ち出しているのは15万トン分の保管料の特別枠の確保のみであること、今後米価が好転するには国の需給対策が必要であるとの答弁がありました。また、村が現在考えている農家への補助等の内容に関しては、主食用米・備蓄米の作付面積に応じた直接的な助成金を検討しており、具体的な金額等について次期作に間に合うようなるべく早期に提示したいとの回答がありました。

次に、「村の農業者がこれからも営農を継続していけるよう、今後においても農業機械等共同利用補助や融資への利子補給、収入保険への加入推進等を継続していきたい」との説明がありました。

委員が、村の農業を支えているのは大多数を占める兼業農家であり、中小の農業者に対し今後どういった対策を考えているのかとただしたのに対し、兼業農家の役割は大きい。今の営農を支えていくのにどのような支援や枠組みが必要か検討していきたいとの答弁がありました。

次に、「来年4月の設立を予定している村の農業振興公社について、現在の進捗状況と事業内容の方針等」について説明がありました。

委員が、組織の構成と具体的な事業内容についてただしたのに対し、現時点では一般社団法人を考えており、構成員が集まって運営する方式であり理事会のみで運営が可能であるなど、小さな大玉村に適した組織であると考えている。現在JAの参画について協議を進めているところであり、村とJAが出資する組織を想定し、理事会の構成は農業委員会や認定農業者、畜団連等、村の農畜林業に関わる組織を検討しているとの答弁がありました。

委員が、農業振興公社は現在の村の農業法人等との共存はできるのか、競合する組織となるのではないかとただしたのに対し、共存はできるものと考えており、既存の法人や大きな農業経営だけではなく、中小の兼業農家も含め、そういった方々のセーフティーネットとなる役割を考えている。農業の相談を受けての仲介や作業委託など、共存共栄をする事業内容で検討している。また、耕作放棄地への試験的作物等の生産、新規就農等についても担っていければと考えているとの答弁がありました。

当委員会の意見としては、①大幅な米価下落に対し、農家への直接的な助成及び来

年の作付に向けた支援策を講じること。②大規模農家だけではなく、村の農業を支えている兼業農家に対する営農継続への支援枠組みについて検討すること。③来春の設
立が予定される農業振興公社の事業の展開に当たっては、村内農業者との共存及び補
完できる業務内容とすることとしました。

以上のとおり、当委員会において継続調査とした案件についての調査結果を報告い
たします。

令和3年12月7日

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

産業厚生常任委員会委員長 武 田 悦 子

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で、所管事務調査報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、
散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時53分）